

広島県公営企業管理規程第三号

企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び休業に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年四月一日

広島県公営企業管理者 沖 田 清 治

企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び休業に関する規程の一部を改正する規程

企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び休業に関する規程（昭和四十二年広島県工業用水道事業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「広島県広島水道事務所及び広島県沼田川水道事務所（以下「水道事務所」という。）に勤務する職員で」を削り、「もの」を「者」に改め、同項第二号中「水道事務所勤務する職員で」を削り、「もの」を「者」に改め、同項第四号中「水道事務所勤務する職員で」を削り、「もの」を「者」に改め、同項第五号中「水道事務所勤務する職員で」を削り、「もの」を「者」に改め、同項第六号中「水道事務所勤務する職員で」を削り、「もの」を「者」に改め、同項第七号及び第八号中「もの」を「者」に改める。

第五条中「当該職員の給料月額に」を削り、同条の表広島県沼田川水道事務所の項を削る。

第五条の二を次のように改める。

（管理職員特別勤務手当）

給与条例第十七条の四第一項に規定する管理職員特別勤務手当は、勤務一回につき、次の表の上欄に掲げる組織の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を占める職員に支給するものとし、その額は、同表の下欄に掲げる額とする。ただし、勤務に従事した時間が六時間を超える場合は、同表の下欄に掲げる額に百分の百五十を乗じて得た額とする。

本庁	組織		職		支給額
	広島県広島水道事務所	広島県水質管理センター	所長	次長	
		所長	八千円	六千円	六千円
		水道整備担当監	八千円	六千円	六千円
		水道課長	八千円	六千円	六千円
		土地整備課長	八千円	六千円	六千円
		企業総務課長	八千円	六千円	六千円
		技術部長	八千円	六千円	六千円
		経営部長	八千円	六千円	六千円
		所長	八千円	六千円	六千円
		次長	八千円	六千円	六千円
		所長	八千円	六千円	六千円

備考 この表により難しい場合は、管理者は、支給額を別に定めることができる。

2 給与条例第十七条の四第二項に規定する管理職員特別勤務手当は、勤務一回につき、次の表の上欄に掲げる組織の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を占める職員に支給する

ものとし、その額は、同表の下欄に掲げる額とする。

組織	職	支給額
本庁 広島県広島水道事務所 広島県水質管理センター	経営部長	五千元
	技術部長	五千元
	企業総務課長	四千元
	土地整備課長	四千元
	水道課長	四千元
	水道整備担当監	三千元
	所長	四千元
	次長	三千元
	所長	三千元
	次長	三千元

備考 この表により難い場合は、管理者は、支給額を別に定めることができる。

3 給与条例第十七条の四第一項の勤務をした後、引き続き同条第二項の勤務をした管理監督職員には、その引き続き勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。